

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和6年2月16日答申分

## ○答申の概要

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 国民年金関係                | 0件 |
| 厚生年金保険関係              | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの    | 0件 |
| 国民年金関係                | 0件 |
| 厚生年金保険関係              | 0件 |

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300293号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300092号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B事業所)における平成16年7月9日の標準賞与額を65万円に訂正することが必要である。

平成16年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため記録してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された平成16年7月に係る賞与支払データ及び請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A社から65万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(4万4,135円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、事業主の陳述から、平成16年7月9日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月9日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。